



# NISAの延長・拡充や iDeCoの見直しもあり、 FPは腕の見せどころに

去る令和元年12月12日、自民・公明両党は「令和2年度税制改正大綱」を決定した。大綱は1月20日召集の通常国会に税制改正法案として提出され、年度内には成立する予定である。大綱の中から、FPとして押さえておきたいポイントについて、柴原一税理士にお話をうかがった。

——令和最初の税制改正大綱のポイントは、やはりNISAの延長・拡充でしょうか。

柴原 F.P.の観点からするとそうですね。まず、つみたてNISAの勘定設定期間を現行の令和19年から5年間延長し、令和24年末までとします。しかし、金融庁は今後も恒久化

を求めていくはずですから、つみたてNISAは永久に続くと考えて差し支えないと思います。

次に一般NISAですが、こちらも令和5年までだった勘定設定期間を5年延長し、令和10年までとします。そして令和6年からは制度を変更します。

現行の一般NISAの投資枠は120万円、5年間で600万円ですが、この勘定設定期間は令和5年までで終了します。令和6年からは非課税枠を1階部分の20万円と2階部分の102万円に分けます。イメージとしては20万円の5年間で100万円という箱があって、その上に102万円の5年間で510

万円という箱が乗る感じですね。

1階部分は積立投資のみで投資対象商品は現行のつみたてNISAと同じになります。2階部分の102万円の枠に投資するためには、この1階部分の積み立てを行っていることが前提です。1階部分の20万円の5年間で終了後は、つみたてNISAへの移行が可能です。

## 新NISAは届出をすれば 2階のみの利用も可能

——どうしてそんな複雑な制度にするのでしょうか。

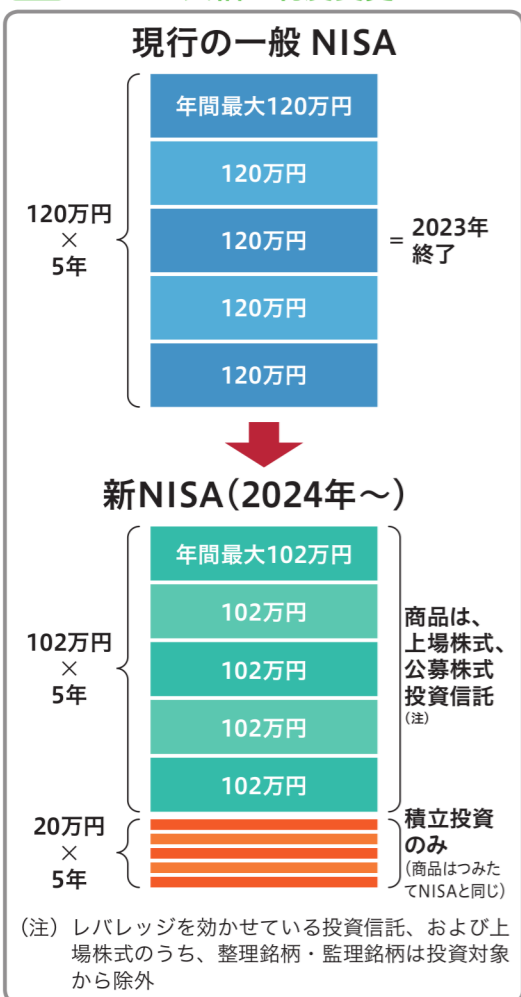
柴原 金融庁の資料では「より多くの国民に積立・分散投資を経験してもらうため、原則として、2階の非課税枠を利用するためには1階での積立投資を行う必要がある」としています。

ただし、例外として、以前からNISA口座を開設していた者、または投資経験のある者が2階部分のみに投資したい場合は、1階での積立投資は不要とすることもできます。2階部分だけを利用したい場合は届出が必要で、この場合も上限は102万円です。

2階部分の投資対象商品の範囲を大綱でみると、1階部分の利用を条件に2階部分を利用する人は「上場株式等」から整理銘柄に指定されているものや、デリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用するものは除きなさい、とあります。一方、届け出て許可を得て2階部分のみを利用する場合、整理銘柄は除かれますが、デリバティブ取引には投資できません。

——でも、投資枠は120万円から102万円に減ってしまうわけですね。

図表1 NISAは大幅に制度変更



柴原 そうですね。現行、一般NISAの120万円は毎年の枠です。5年経過した時点で利益が出ている場合も損をしている場合もあるわけです。枠いっぱい投資して、利益が出てロールオーバーすれば、その年はNISAに投資する枠はありません。損をしている場合は残った枠で投資できます。

ところが、令和6年以降は投資枠が102万円になってしまいますから、ロールオーバーするときは一部切り捨てられることになると思われます。120分の102はロールオーバーして、残った120分の18は益出しをしてしまってください、ということですね。このあたり、大綱を読む限りでははっきりしませんが。

## ジュニアNISAは廃止されますね。

柴原 利用実績が乏しいということですが、制度的にちょっと無理がありました。年間80万円の枠ですが、そのお金を子どもが持っていることはまずないでしょう。父母や祖父母が贈与して投資している場合がほとんどです。贈与税の110万円の基礎控除の枠内だからオーケーというものです。

ジュニアNISAはゼロ歳児でもできます。



●Profile しばはら・はじめ◎税理士法人柴原事務所代表社員、株式会社オーシャンマネジメントサービス代表取締役、税理士/CFP®。資産家・農家の財産運用、相続税対策、優良企業の税務および事業承継対策等、幅広いコンサルティング活動を行っている。